

## 2 民間給与関係

### 令和6年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

本委員会、人事院並びに都県、政令指定都市の各人事委員会

#### (3) 調査の範囲

- ① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 919事業所
- ② 調査対象職種 76職種（一般行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

#### (4) 調査対象の抽出

- ① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から179事業所を無作為に抽出し調査を行った。  
調査完了事業所は、第11表のとおりである。
- ② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

#### (5) 集計

- ① 調査実人員は、一般行政職相当職種が8,665人（初任給関係629人、初任給関係以外8,036人）であり、その他の職種が595人（初任給関係25人、初任給関係以外570人）である。  
なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は56,309人であり、このうち、一般行政職相当職種は45,973人である。
- ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 11 表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
産 業 計		事業所 157	事業所 66	事業所 63	事業所 28
農 業 , 林 業 , 漁 業		0	0	0	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業		9	0	5	4
製 造 業		90	35	35	20
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業		15	9	5	1
卸 売 業 , 小 売 業		10	8	1	1
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 貸 貸 業		5	4	0	1
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業		28	10	17	1

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 4 所、調査不能の事業所が 18 所あった。
- 2 調査対象事業所 179 所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 4 所を除いた 175 所に占める調査完了事業所 157 所の割合（調査完了率）は、89.7%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 12 表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職種	学歴	企業規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
新卒事務員	大 学 院 修 士 課 程 修 了	227, 275 円	247, 528 円	216, 420 円	* 210, 960 円
	大 学 卒	208, 505	217, 686	203, 500	202, 433
	短 大 卒	188, 751	191, 957	186, 094	193, 010
	高 校 卒	177, 469	181, 213	173, 689	179, 006
新卒技術者	大 学 院 修 士 課 程 修 了	235, 187	254, 437	222, 951	* 221, 385
	大 学 卒	220, 387	230, 358	217, 573	209, 018
	短 大 卒	194, 373	197, 665	192, 074	196, 995
	高 校 卒	182, 388	182, 412	182, 429	182, 266
新卒事務員 ・技術者計	大 学 院 修 士 課 程 修 了	231, 219	251, 048	219, 545	216, 173
	大 学 卒	213, 287	222, 420	209, 311	205, 296
	短 大 卒	191, 131	194, 216	188, 640	194, 929
	高 校 卒	179, 679	181, 703	177, 644	180, 697

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「\*」は、調査事業所が 5 事業所以下であることを示す。

## 第13表 民間における職種別給与額等

### その1 給与比較の対象職種

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
事務・ 技術 関係 職種	支店長	人 14	歳 53.3	円 729,362	円 26,412	円 702,950	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	工場長	10	53.1	748,736	0	748,736	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	事務部長	223	53.7	615,000	4,903	610,097	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技術部長	263	53.7	680,565	4,084	676,481	同上
	事務部次長	85	52.4	585,212	3,300	581,912	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	技術部次長	82	52.0	591,134	10,684	580,450	同上
	事務課長	478	50.6	540,995	7,721	533,274	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
	技術課長	661	49.8	536,672	10,147	526,525	同上
	事務課長代理	122	46.2	481,754	43,723	438,031	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	技術課長代理	96	50.5	532,557	80,433	452,124	同上
	事務係長	622	46.3	439,787	55,042	384,745	係の長及び係長級専門職
	技術係長	640	46.1	483,757	77,634	406,123	同上
	事務主任	539	42.5	392,600	39,435	353,165	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等 が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	技術主任	594	40.9	424,468	71,144	353,324	同上
事務係員	1,820	36.8	300,410	29,771	270,639		
技術係員	1,787	37.0	352,337	51,258	301,079		

- (注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

その2 給与比較の対象外職種

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 6 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	人 7	歳 68.9	円 625,150	円 20,814	円 604,336	
	大学教授	50	58.4	596,061	22,267	573,794	
	大学准教授	41	50.4	511,341	17,078	494,263	
	大学講師	30	45.0	430,938	19,526	411,412	
	大学助教	18	39.0	389,717	19,752	370,965	
	高等学校校長	—	—	—	—	—	
	高等学校教頭	—	—	—	—	—	
研究関係職種	高等学校教諭	—	—	—	—	—	
	研究所長	—	—	—	—	—	構成員 50 人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部(課)長	—	—	—	—	—	2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	*	*	*	*	*	構成員 3人以上の室(係)の長
	主任研究員	*	*	*	*	*	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究員	4	38.1	315,692	5,934	309,758	
医療関係職種	研究補助員	—	—	—	—	—	
	病院長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師 5人以上
	副院長	—	—	—	—	—	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	2	53.5	1,490,250	78,000	1,412,250	部下に医師又は歯科医師 1人以上
	医師	20	55.4	1,437,817	74,358	1,363,459	
	歯科医師	*	*	*	*	*	
	薬局長	3	53.8	511,219	26,477	484,742	部下に薬剤師 2人以上
	薬剤師	10	38.7	348,754	12,912	335,842	
	診療放射線技師	35	36.9	333,450	15,340	318,110	
	臨床検査技師	26	38.4	276,318	15,161	261,157	
	栄養士	14	34.8	260,430	10,209	250,221	
	理学療法士	68	29.8	278,094	10,385	267,709	
	作業療法士	13	32.6	274,521	9,222	265,299	
技能・労務関係職種	総看護師長	*	*	*	*	*	部下に看護師長 5人以上
	看護師長	34	47.2	433,732	51,221	382,511	部下に看護師又は准看護師 5人以上
	看護師	119	39.2	344,442	48,450	295,992	
	准看護師	38	44.6	318,207	26,130	292,077	
	電話交換手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。
技能・労務関係職種	自家用乗用自動車運転手	3	48.4	298,325	19,254	279,071	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守衛	31	43.7	382,988	92,184	290,804	
用務員	—	—	—	—	—		

(注) 「\*」は、調査実人員が1人の場合である(次表において同じ。)

その3 再雇用者

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	人 *	歳 *	円 *	円 *	円 *	その1の備考欄参照
支店長・工場長	*	*	*	*	*	
事務・技術部長	22	63.7	509,841	13,494	496,347	
事務・技術部次長	2	62.0	497,963	0	497,963	
事務・技術課長	23	62.2	452,330	158	452,172	
事務・技術課長代理	3	66.8	453,398	14,924	438,474	
事務・技術係長	35	62.1	363,811	54,438	309,373	
事務・技術主任	3	63.8	253,990	12,554	241,436	
事務・技術係員	629	62.6	274,477	19,266	255,211	

第14表 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模 500 人以上の事業所	企業規模 100 人以上 500 人未満の事業所	企業規模 50 人以上 100 人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、部長、部次長		
8 級	課長	支店長、工場長、部長、部次長	
7 級			支店長、工場長、部長、部次長
6 級	課長代理	課長	
5 級			課長
4 級	係長	課長代理	課長代理
3 級			係長
2 級	主任	主任	主任
1 級	係員	係員	係員

(注) 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者及び係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任については、係長に含めている。

第 15 表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
		大 学 卒	58.5%	(80.9%)	
高 校 卒	53.2%	(75.1%)	(24.9%)	(0.0%)	46.8%

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。  
 2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第 16 表 民間における給与改定の状況

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係 員		69.1%	1.0%	0.0%	29.9%
課 長 級		58.8%	4.8%	0.0%	36.4%

- (注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第 17 表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	項目 定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
		定期昇給実施	増額	減額	変化なし		
			増額	減額	変化なし		
係 員	96.1%	95.4%	41.9%	4.1%	49.4%	0.6%	3.9%
課 長 級	78.9%	77.4%	30.3%	4.1%	43.0%	1.5%	21.1%

- (注) 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

## 第18表 民間における家族手当の支給状況

### その1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		86.2%
配偶者に家族手当を支給する		54.4%
子に家族手当を支給する		86.2%
家族手当制度がない		13.8%
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	12,054 円
	配 偶 者 と 子 1 人	18,641 円
	配 偶 者 と 子 2 人	24,786 円
	子 1 人	15,541 円
	子 2 人	27,085 円
	子 3 人	38,580 円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。
- 2 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。
- 3 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

### その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

見直し予定の状況	割合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 又は見直すことについて検討中	8.8%
税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの動向等によっては、見直すことを検討	5.0%
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)	86.2%

- (注) 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

## 第19表 民間における通勤手当の支給状況

### その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

在来線の通勤手当を支給する	区分				在来線の通勤手当を支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
96.5%	(58.6%)	(4.0%)	(35.4%)	(1.8%)	3.5%

(注) ( )内は、在来線の通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

### その2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

特急料金を含む通勤手当を支給する	区分				特急料金を含む通勤手当を支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
80.0%	(59.7%)	(0.0%)	(11.9%)	(28.4%)	20.0%

(注) 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合である。

2 ( )内は、特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

## 第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係員		課長級		部長級(非役員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
52.1%	47.9%	47.9%	52.1%	42.7%	57.3%

## 第21表 民間における賞与等の支給状況

項目	区分	事務・技術等従業員	(参考) 技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	341,002円
賞与等の支給額	下半期(A <sub>1</sub> )	357,231円	295,779円
	上半期(A <sub>2</sub> )	781,526円	592,989円
賞与等の支給割合	下半期(B <sub>1</sub> )	829,833円	602,352円
	上半期(B <sub>2</sub> )	2.29月分	2.12月分
賞与等の支給割合	下半期(B <sub>1</sub> /A <sub>1</sub> )	2.32月分	2.04月分
	上半期(B <sub>2</sub> /A <sub>2</sub> )	4.61月分	4.16月分
年間の平均			

(注) 下半期とは令和5年8月から令和6年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.50月である。

第 22 表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60 歳	61 歳以上	
100%	82.9%	17.1%	0%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 23 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり	給与減額なし	
			60 歳で減額	
課長級		62.4%	55.6%	37.6%
非管理職		48.0%	36.6%	52.0%

(注) 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 24 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
74.6%	75.2%

(注) 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。